

生徒の主体性が発揮される学校の土台づくり ～新たな生徒会活動の構築を通して～

宮崎県西都市立妻中学校
校長 伊東 泰彦

1 はじめに

令和に入り、学校にはこれまでの教育の在り方を見直す力が問われ始めている。第4期教育振興基本計画では「持続可能な社会の創り手育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」をコンセプトとした施策や指標が設定され、学修者本位の教育の大切さが学校現場に示された。また、R3成立の「子ども基本法」によって子どもの意見表明機会の確保等が法的に位置付けられ、学校においてもこれまで以上に、受益者かつ当事者である子どもを主語にする教育を目指す必要が高まった。更には、OECDがラーニング・コンパス2030で提唱した「生徒エージェンシー」もほぼ同じベクトルを示しており、こうした情況を踏まえると、今後の学校においては生徒が主体性を発揮しながら「学校社会」のウェルビーイングを向上させる土台づくりが必要と考え、本研究に取り組むこととした。

本稿では、ここ数年間で取り組んできた「生徒主体のルールメイキング」、「デジタルシティズンシップ教育」、「学校の指針『スクールコンパス』作成」という3つの視点から、その取組内容や成果、今後の課題等について述べていきたい。

2 アプローチの視点

(1) 主権者教育と連動させたルールメイキング

西都市では、R8に市内の5中学校を1校へと再編・統合予定であり、統合時における校則の齟齬を防ぐには、統合前から各校の校則を揃えたり見直したりする必要があった。一方で、ブラック校則改正が社会的注目を集めしており、生徒主体の校則見直し＝ルールメイキングは必須の情況であった。ルールメイキングは、学校社会の構成員である生徒にとってのウェルビーイング向上そのものである。そこで、単に改正作業を行うだけでなくそれを主権者教育の場にしたいと考え、「主権者教育との連動」と「市内全中学校との協働」という2つをコンセプトに取り組ませることとした。

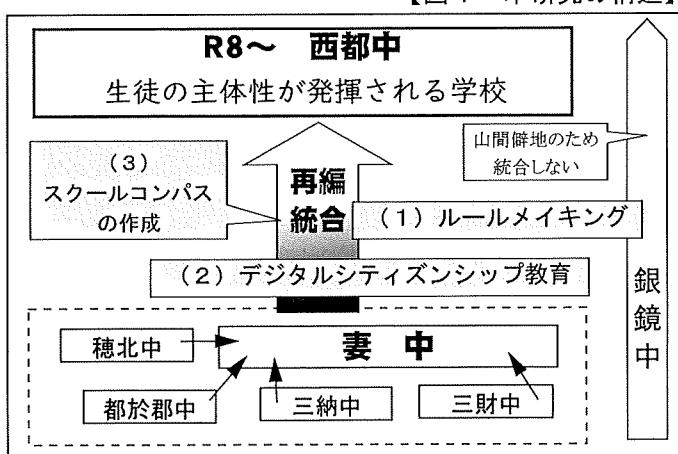
(2) デジタルシティズンシップ教育の推進

SNSの利用拡大や一人一台端末によるICT推進などにより、子どもたちを取り巻く環境はこれまでの情報モラル教育だけではカバーできない情況となってきた。モラル向上や禁止行為の理解だけでなく、デジタル機器を使いこなしていく主体としての生徒たちの資質向上が不可欠である。そこで本年度より、自分自身で思考・判断しながらデジタル機器を使いこなす資質を高めるためのデジタルシティズンシップ教育を導入し、生徒会主導によってそれを推進させることとした。

(3) 新しい学校の指針「スクールコンパス」の作成

また、新設される中学校には校訓や指針も必要となる。従前ならば、こうした指針づくりは有識者や教育関係者が担う傾向にあったが、その作成作業も、大人だけでなく当事者となる児童生徒を参画させるべきと考えた。また、従前の校訓や建学の精神のように不变的な性格のものではなく、「激変していく時代に応じ、隨時見直せる可変的なもの」、また、これまでには校長が主として作成してきた「学校の教育ビジョンともなるもの」というコンセプトの指針を作成することとし、「スクール・コンパス」という名称の新しいフレームを創っていくこととした。

【図1 本研究の構造】



3 取組の具体的内容

(1) 主権者教育と連動させたルールメイキング

本研究では、校則の検討や改正過程そのものを生徒の資質能力育成の場(教育の場)として位置付けたが、それを持続可能な取組にしていくには、バックボーンとなる理念や系統的・計画的な手での設定が欠かせない。そこで、次のような手順でシステムを構築し、取組を推進させている。

① 理念となる「チャレンジ宣言」作成

校則検討は、常に順調に進むとは限らず必ずどこかで壁にぶつかることが想定される。そんな時、取組を振り返ったり目的を再確認したりするための指針が必要と考え、市内6校の生徒会で構成するオール西都生徒会を発足し、協働で「チャレンジ宣言」の作成作業にあらせた。まずは、会長である私の学校の生徒会が、資料を読み込んだりNPOが主宰するオンライン研修会に参加するなどして「前文」を作成。その前文に含まれる要素を各学校が条文化し、初実施したR3.12.24の生徒会リーダー研修会において提案・採択した。(※【資料1】参照)



② 推進組織体制の構築

校則の裁量権は校長にあるので、市の校長会を決定機関とした。その上で、各校や地域の代表者から成る「オール西都校則検討委員会」を検討機関とし、生徒指導部会を事務局とした。要諦は次の2点。1つは【図2】中のシルエット=会長校長が部会と校長会をしっかりとつないでいくこと。もう1つは、オール西都校則検討委員会という学校外にできた組織体に対して各校の生徒会が提案準備していくのを、生徒指導主事や職員が伴走・支援することである。とかく「学校 VS 生徒」となりがちだった校則改正の図式は、学校外の集合体出現によって解消し、むしろ生徒会と教職員との連携が進むようになっている。

③ 主権者教育推進のための学校外人材との連携

ア 主権者教育との連携

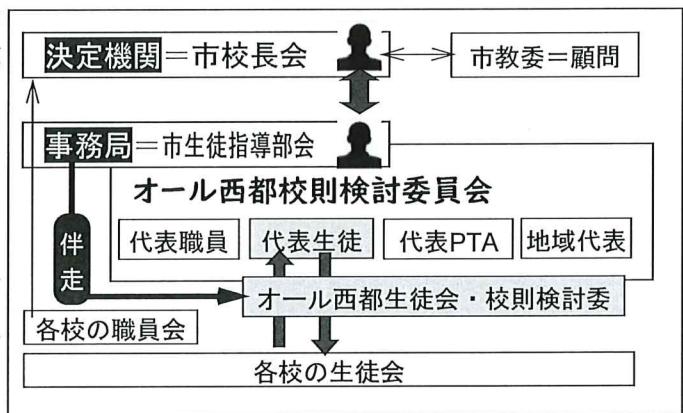
令和3・4年頃は、校則の改正が「ブラック校則対策」として行われがちだった感がある。しかし、ウェルビーイング向上や子どもの権利の観点からみれば、校則の検討や改正の成功体験などは、当事者としての参画意識向上や資質育成の絶好の場である。そこで本市では、校則検討委員会と合わせて参加生徒を対象としたリーダー研修を実施し、主権者教育の特別授業も行うようにした。

イ 学校外人材との連携 ※【資料2】参照

初回の令和4年度は、宮崎県弁護士会との協働による模擬裁判を実施した。校則の改正に反対する校長役を弁護士にお願いし、参加生徒たちが人権の観点などから反対尋問を行う設定である。このロールプレイにより、生徒たちは改正の際に必要な視点を広げていった。5年度は、「子どもの権利条約からみた校則改正の意義」について協働で考えるワークショップ型の学習を行い、校則の改正が学校社会のウェルビーイング向上につながることを認識させていった。更に本年度は、民間の若手経営者を講師に招き「先頭を走るリーダーに必要な資質」について考える対話型の学習を行い、新しい提案や既存の枠組みを変えていく際のマインドセットを行った。なお、地元の妻高校とも毎年生徒会交流を行い、校則に関する意見交換を行っている。



【図2 校則検討・改正の組織図】



④ 検討項目と改正状況 (R4-6)

本市では、検討をしっかりと行えるように毎年の主要検討数は3項目を基本としている。スムーズに試行・承認される項目もあるが、「眉」のように難航している項目もある。再検討となつた場合は、高校との協議や先行実施校生徒会へのオンライン意見聴取、新聞記事や弁護士会の資料読み込みなど、当該提案校が中心となってリサーチや再提案の構築を行っている。

時 期	項 目	結 果
R 4	髪型の規制緩和(ポニーテール)	9月より試行 → R4年度末に改正承認
	〃 (ツーブロック)	→12月に再検討
	校外生活の細かな規定の廃止	→12月に再検討
	→髪型の規制緩和(ツーブロック) →校外生活の細かな規定の廃止	1月より試行 → R4年度末に改正承認 1月より試行 → R4年度末に改正承認
R 5	髪型の規制緩和(お団子結び)	9月より試行 → R5年度末に改正承認
	髪型に関する様々な規定の廃止	→12月に再検討
	眉を整えることの許可①★	→12月に再検討
	→髪型に関する様々な規定の廃止 →眉を整えることの許可【再】★★	※生徒会が要望を取り下げ →次年度7月に再検討
R 6	髪型の規制緩和(前髪を上げて止める)	9月より試行 →
	微香料制汗剤の使用許可	→12月に再検討
	眉を整えることの許可【再々】★★★	→12月に再検討 → R6年度末に改正承認

【表1】オール西都校則検討委員会での検討項目と結果

(2) デジタルシティズンシップ教育の展開

6年度からであるが、生徒指導部が生徒会と連携し、デジタルシティズンシップ教育に取り組み始めている。令和に入り、一人一台端末など教育DX推進のハード面整備が進んできたが、併せて子どもたちには、ICT環境を自律的に使いこなす主体としてのソフト面の教育拡充が課題となっている。

ICTやSNSの活用に関し、これまでの教育ではネットいじめや不適切画像に関するモラルの強化、SNSの危険性に関する禁則強化に傾斜しがちであったが、技術や利便性の急速な進化には到底追いついていけない。

今後はデジタル機器やSNSの使用に関しても、子どもたち自身がその自律的な使い手としての主体性を發揮していくことが求められる。知識や技能だけでなく、思考力や判断力そして市民的資質の育成が必要である。

【表2】デジタルシティズンシップ教育推進の流れ

4月	情報モラル講座 デジタルシティズンシップ教育の説明
5月	生徒総会 「妻中デジタルアクションプラン」策定に向けて
6月	デジタルシティズンシップ特別授業①(今度珠美 氏)
7月	「妻中デジタルアクションプラン」策定
11月	デジタルシティズンシップ特別授業②(今度珠美 氏)
12月	人権学習、「78期・妻中人権宣言」策定
2月	↓ デジタルシティズンシップ授業(本校職員)、意識調査

【表3】妻中デジタルアクションプラン(R6年7月)

- ①デジタル機器の使用時間は…使用時間を決めて、勉強や自主練なども行おう。優先順位に合わせ自分で決めよう。
- ②投稿にコメントするときは…個人情報が出ないようになし、人が喜くなるようなポジティブコメントをしよう。
- ③オンラインゲームで交流するときは…相手の気持ちを考え、嬉しい言葉や行動をしよう。

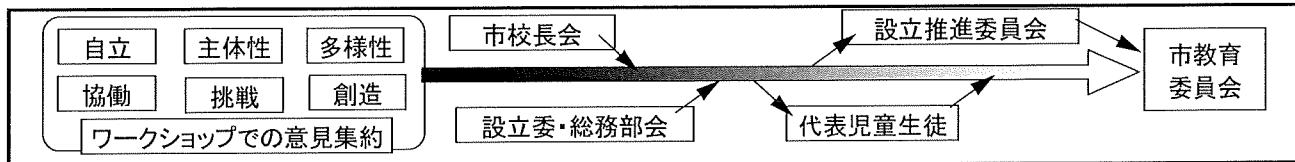
(3) 学校の指針「スクールコンパス」の作成

原案の作成に際しては、当事者である小学6年生と中学1年生の他、中学生徒会、妻高校代表生徒、各中学校職員代表、保護者・地域代表50名ほどに集まつてもらった。ゲスト講師によるマインドセットのクロストークを聞いた後、対話型のワークショ



ップを開催し、最後に各自の意見を記入してもらった。出された意見の集約結果は下の【図3】のとおりである。現在、この意見を土台に市校長会及び設立推進委員会総務部会が意見を付し、作成委員会が原案をまとめる予定である。この経過は、作成委員会から代表生徒にもフィードバックしながら最終提案に至る予定であり、当事者である子どもの参画が実現した策定事例といえる。

【図3】スクールコンパス策定の流れ



4 成果

(1) 持続可能な校則検討システムの構築

ルールメイキングに関する最大の成果は、6校の協働による持続可能な検討システムが確立されたことである。例年の系統的実施はもちろん、生徒会の高い当事者意識が継承されている。本年度は、校則に関する記事スクラップやオンライン交流会への参加、先行実施校生徒会への意見聴取などの活動が主体的に行われており、自分たちの学校社会づくりに向けた当事者意識に基づく高い主体性が発揮されている。

(2) 生徒の資質能力の向上

本取組などを通し、本校生徒の社会的事象と向き合う姿勢は高まっている。学校社会のウェルビーイングを目指す体験は、総合的な学習の時間における地域課題探究などとの相乗効果もあり、社会課題解決への当事者意識や主体性を高めているようである。人口減少や少子化等の進行によって学校の再編・統合を余儀なくされている本市にとって、こうした意識の高揚は非常に意義がある。

(3) 協働文化の醸成

オール西都校則検討委員会やスクールコンパス作成のワークショップは、高校を含む市内の各学校の代表児童生徒・職員・保護者、そして地域代表の方々が参加して行うものである。移動の際のバスの手配をはじめ、各学校や保護者の協力が得られなければ実現しない。本市ではこれが当たり前のように実行できる体制が構築されている。この効果は今後の協働学習等を含め計り知れない。

5 今後に向けて

本取組は、市内中学校の再編期という特殊事情の中複合的な要因の相乗効果によって推進できた感もあり、モチベーションを低下させることなく発展的に継承させていくには次のような課題がある。

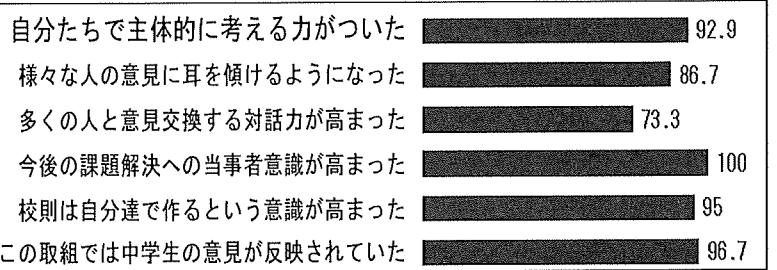
(1) マインドの継承

中学校再編に向けて令和3年度下半期に立ち上げたオール西都の取組は、当時の生徒達の高い意識に支えられながら今の形となった。そのマインドを次世代へどうつなぐか、特に生徒会改選後のマインドセットに向けた研修の拡充など、今後の伴走と支援には工夫が必要である。

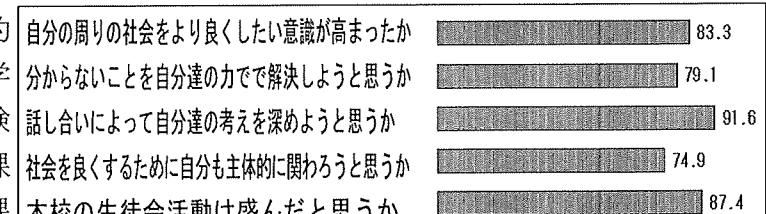
(2) スクール・コンパスの制定と運用

校訓や学校教育目標に代わる新たなフレームとして制定中のスクールコンパスは、当事者である児童生徒や教職員、保護者等の『新しい学校をどんな学校にしたいか』という強い意識に基づいて策定されていく。その指針を、初代西都中の校長及び教職員がどう運用し発展的に継承していくか、期待されるところである。

【表4】校則検討委員会に参加した生徒の意識 ※数値は全員がそう思う場合を100とした時の値



【表5】本校3年生への意識調査結果 ※数値は全員がそう思う場合を100とした時の値



添付資料

【資料1】 ルールメイキングの指針「チャレンジ宣言」

※R3年12月、オール西都生徒会が作成・採択したもの

【前文】 穂北中作成 「チャレンジ宣言」

私たち西都市内の全中学校生徒会（オール西都生徒会）では、「未来のよりよい社会づくりの担い手は私たち自身である」という自覚をもち、この校則検討プロジェクトを通して、これからの中学校で活躍していくための力や、よりよい社会づくりに参画していく姿勢を身に付けたいと考えています。

学校は、一つの「社会」と言えます。その学校社会を「よりよいものにする（ウェル・ビーイング）」ためには、私たち自身がその社会づくりに主体的に参加していくことが大切であると考えます。

また、検討する校則は、時代のニーズや教育の場にふさわしい合理的な理由があり、私たち生徒だけでなく、先生や保護者、地域の方々にも納得してもらえる内容であるべきだと考えます。

さらに、西都市の中学校は数年後に統合を控えているので、自校だけでなく市内の全中学校が協力して検討するべきであり、検討内容は、結果だけでなく途中経過もオープンにし、様々な意見を出し合っていくことも必要です。

このような考えに立ち、私たち西都市の中学校をよりよい学校にしていくための「校則検討=私たちのチャレンジ」の基本となる考え方を、ここに宣言します。

1 主体性 都於郡中作成

私たちは、西都市の中学校をよりよい学校（社会）にしていくために、自分自身で考え、学び、行動し、みんなが守ることのできる校則づくりに取り組みます。

2 合理性 妻中作成

私たちは、校則検討を行ううえで、校則が必要な理由を明確にし、全員が納得できる環境をつくることを目標にします。そして、合理的な視点をもって、よりよい校則づくりに励みます。

3 納得性 三納中作成

私たちは、生徒一人一人の個性や人権を尊重し、私たち生徒や先生方、保護者、地域の方など、私たちの教育に関わる全ての方々が納得できる公正公平な校則づくりに取り組みます。

4 協働性 三財中作成

私たちは、各学校のよさを生かしつつ、よりよい学校づくり実現のために、生徒・保護者・地域の方がともに協力し合い、責任と役割を果たしながら、西都市内全ての中学校が一つとなって校則づくりに取り組みます。

5 透明性 銀鏡中作成

私たちは、校則検討に取り組む目的や結果だけでなくその過程を公にし、生徒や学校だけでなく、保護者や地域の方の意見を取り入れながら、透明性のある校則づくりに取り組みます。

このプロジェクトを通して、私たちは、「未来の社会をつくるのは自分たち」という自覚をもち、よりよい社会づくりに積極的に参加していく態度や、ルールづくりに必要な調整力、対話力などを身に付けていきます。

【資料2】主権者教育特別授業の様子

▼模擬裁判（左）と思考場面（右） R4.7.21



▼子ども基本法と校則検討のワークショップ R5.7.21



▼先頭を走るリーダーに必要な資質とは R6.7.22



▼オール西都校則検討委員会 R4.7.21



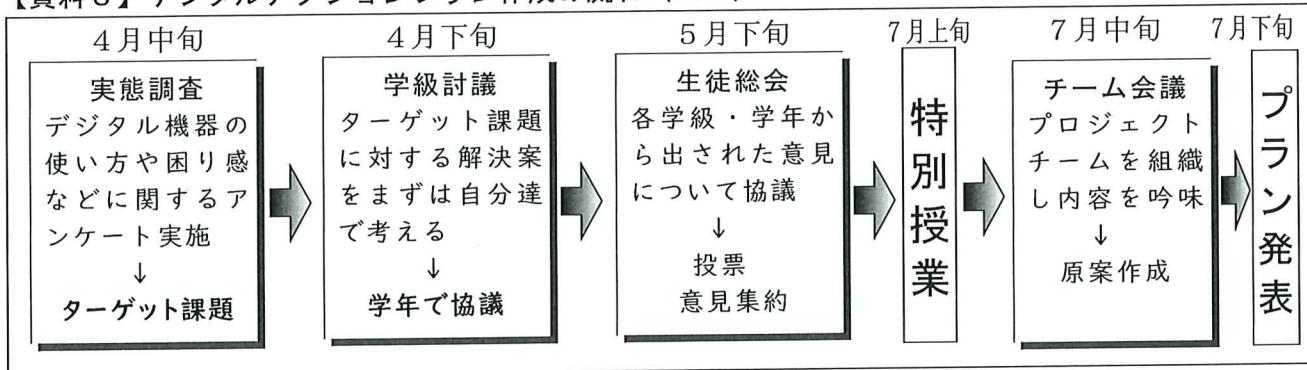
▼オール西都校則検討委員会 R6.7.22



▼オンラインでの事前打合せ交流



【資料3】デジタルアクションプラン作成の流れ（R 6）



【資料4】スクールコンパス作成ワークショップで出た意見集約とテキストマイニング結果

